

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
7 月 24 日
(金曜日)

目次

○公告

国土調査の成果の認証（政策企画課）
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）

○公安委告示

警備員指導教育責任者講習の実施



（二七九）国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和八年七月二十四日

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防府市	令和六年四月一日から 令和七年七月十六日まで	防府市地籍図	大字奥畑の一部
下松市	令和六年二月二十六日から 令和七年十月六日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内の一部

二 認証年月日

令和八年七月二十四日

（二八〇）開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和八年七月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市佐伯区利松二丁目九番二五号

株式会社アルナージュ



山口県公安委員会告示第二十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和八年七月二十四日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

（一）日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

令和八年九月七日（月曜日）から同月十日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日（金曜日）の午前九時から午後五時二十分まで
イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。）

以下同じ。)

令和八年九月十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習
第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和八年八月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。